

# 令和5年度 課の運営方針書

こども・福祉部こども局あんしん子育て室

## 1 課の運営方針

### 【課の使命】

「第2次周南市まちづくり総合計画後期基本計画」「第2期周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基本に、多様なライフスタイルを実現しながら、安心して子どもを産み育てることができるよう、相談・支援の強化を図り、妊娠・出産・子育てにやさしいまちづくりを推進します。

### 【課の目標】

#### ①児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応

母子保健と児童福祉の一体的取り組み及び、子育て家庭を支える関係機関と連携し、子ども・子育てに関する総合相談、妊娠期から社会的自立までの切れ目のない継続的な支援体制を強化、児童虐待の未然防止と発生時の早期対応を行います。

#### ②妊娠期から乳幼児期の支援の充実

出産・子育て応援事業の伴走型支援や各種母子保健事業の実施により、妊娠・出産、育児に関する正しい知識を普及し、全ての子どもたちが適切な養育を受け、心身の健やかな成長と発達を保障されるよう妊産婦及び乳幼児とその養育者等を支援します。育児不安や負担を抱える保護者のサインに寄り添い、保護者が安心して子育てができるよう、関係機関との連携を強化し、養育支援施策や子どもの発達支援施策などの充実に取り組みます。

#### ③要配慮家庭支援の充実

発達特性によって育てづらさを抱える家庭に対し、専門的な相談機能を強化、レスパイトケアが必要な家庭に向けて、児の預かり先を拡充するなど、保護者の育児負担や不安を軽減するための各種支援施策を充実させていきます。

#### ④地域子育て支援拠点事業の充実

子育て支援センターにおいて、未就園児の親子の遊び場、交流の場を提供し、保護者の育児不安や悩みに寄り添い支援します。母子保健関連事業との連携を強化し、子育て世代にとって、より身近な施設での相談支援を実施します。

#### ⑤「こども家庭センター」新設準備

令和6年4月施行の児童福祉法改正に応じて、児童福祉と母子保健の一体的実施をより効果的に推進するための体制づくりにむけ、庁内連携体制の強化事業に合わせ、設置準備をすすめます。

### 【行財政改革への取組み】

担当の枠を超えた事業の横断的・一体的な運用を実施し、人員配置に限りのある保健師等専門職による、効果的な事業運営に取り組みます。

地域子育て支援事業や、産前産後サポート事業など、各事業において、業務委託等による事業の効率化を引き続き取り組みます。

オンライン相談やオンライン講座の開設、専用アプリによる情報提供など、子育て世代に使いやすいコンテンツを充実させる一方で、事業実施による人員負担を軽減します。

国庫補助金・県補助金等を有効的に活用します。

## 2 担当(係)の使命(果たす役割)

### (こども・子育て相談センター)

子どもや子育て家庭に対する相談・支援体制の強化と児童虐待等の未然防止、発生時の早期対応に努めます。

各地域の子育て支援センターにおいて、親子の遊びの場や交流の場を提供し、不安や悩みを持つ保護者を支援します。

### (母子保健担当)

妊娠・出産・子育て期において、全ての子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てするために、寄り添う支援や子どもの発達支援の充実を図ります。

3 課の経営資源

(1) 課の体制

職員数	77 人	うち	正職員	26 人	・	会計年度 任用職員	51 人	人件費	正職員	184,678 千円	会計年度 任用職員	85,615 千円
-----	------	----	-----	------	---	--------------	------	-----	-----	------------	--------------	-----------

※R3職員平均給与( 7,103 千円)ベース

※予算計上額

(2) 事業規模

歳入予算額	261,058 千円	歳出予算額	438,559 千円	(正職員人件費を除く)	担当予算事業数	15 事業
-------	------------	-------	------------	-------------	---------	-------

4 課の中期目標(優先順) 第2次周南市まちづくり総合計画・後期基本計画に掲げられた基本施策を実現するための推進施策

目標	推進施策	実現したい成果(最終目標)
1	1 教育・子育て 3 子育て環境の充実 1 子育て支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉と母子保健が連携し、子ども・子育てに関する総合相談、妊娠期から社会的自立までの切れ目のない継続的な支援を実施することで、要保護家庭等の早期発見・早期支援を実現し、虐待の未然防止につなげます。</li> <li>・妊娠期から関わる各関係機関とのネットワークを強化し、要支援者が必要な支援に繋がり、各関係機関のサポートの中で安心して子育てができる社会を実現します。</li> <li>・子育て家庭が、よりわかりやすく、必要な情報を必要な時に得られる環境を整えます。</li> <li>・地域の身近な場所で、子育て親子の相互交流の場と、育児に関する相談の場を確保します。</li> <li>・子育て家庭の相互援助活動を調整し、子育て家庭の仕事との両立を可能にします。</li> </ul>
2	1 教育・子育て 3 子育て環境の充実 2 母子保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠・出産・育児に関する正しい知識を普及し、全ての子どもたちが適切な養育を受け、心身の健やかな成長と発達が保障される社会を実現します。</li> <li>・早期に妊産婦、乳幼児の疾病や発達、養育環境等の問題を発見し、育児不安等問題を抱えた妊産婦や養育者が安心して家庭で子育てができる社会を実現します。</li> <li>・関係機関との連携を強化し、子どもと子育て家庭が切れ目なく継続的な支援が受けられることを目指します。</li> </ul>